

神戸市発達障害児(者)支援地域協議会開催要綱

令和4年4月1日
福祉局長決定

(目的)

第1条 発達障害者支援法(平成16年12月10日法律第167号)第19条の2の規定に基づき、神戸市における当事者団体、学識経験者、民間支援機関など発達障害支援関係機関がネットワークを構築し、パートナーシップにより各種支援策を検討するため、また、神戸市発達障害者支援センターの実効性のある運営に向けた検討をするため、神戸市発達障害児(者)支援地域協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会で検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 発達障害児(者)への支援策
- (2) 地域への普及・啓発
- (3) 発達障害者支援センターの運営
- (4) その他必要となる事項について

(委員)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる発達障害支援関係者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 発達障害児(者)団体関係者
- (3) 障害者の福祉・労働に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他福祉局長が認める者

2 福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

3 会長は、会の進行をつかさどる。会に代表者会と作業部会を置くことができる。

4 福祉局長は、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

5 委員の任期は、当該年度の就任の日から3月31日までとし、再任を妨げないものとする。

(協議会の公開)

第4条 協議会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29条)第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) 協議会を公開することにより公正かつ円滑な協議会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 協議会の傍聴に関して必要な事項は、福祉局副局長が別に定める。

(施行細目の委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、福祉局副局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。